

戦後フランスにおける 情報秩序の再構築に関する予備考察（1） — 「カイエ・ブルー」に着目して

外国語学部 中村 督

はじめに

1944年8月25日、パリ解放が果たされたときジャーナリズムの再建は喫緊の課題であった。ナチス・ドイツ占領下のフランスにおいて戦前にあった新聞の多くは廃刊していたからである。存続していたものもあったが、それは対独協力へと転換した証拠に他ならなかった¹。たとえばジェラルド・イベランの支配下にあった新聞（『ル・マタン』（*Le Matin*）、『パリ・ソワール』（*Paris-Soir*）、『ル・プチ・パリジャン』（*Le Petit Parisien*）など）がそうである²。また、非合法で発行されたいわゆるレジスタンスの新聞についていえば、その処遇をいかに定めるかという問題が残った。そして何よりもレジスタンスの新聞はその性質ゆえに活動が制限されており、「新聞」と呼べる体裁を整えていたわけではなかった³。

こうしたジャーナリズムの再建に関してフランス国民解放委員会（Comité française de Libération nationale、通称CFLN）を引き継いだアルジェのドゴール臨時政府（Gouvernement provisoire de la République française、通称GPRF）が無関心であるはずはない。一方、臨時政府としてはフランス本土での共産党勢力の拡大に

1 Marc Martin, *Médias et journalistes de la République*, Paris, Odile Jacob, pp. 231-270 ; Christian Delporte, *Les journalistes en France 1880-1950. Naissance et construction d'une profession*, Paris, Seuil, 1999, pp. 325-365 ; Fabrice d'Almeida et Christian Delporte, *Histoire des médias en France de la Grande Guerre à nos jours*, Paris, Flammarion, 2003, pp. 95-138.

2 Rita Thalmann, *La Mise au pas*, Paris, Fayard, 1991, pp. 277-282. また、イベランについては以下を参照。Renaud de Rochebrune et Jean-Claude Hazera, *Les patrons sous l'Occupation*, Paris, Odile Jacob, 2013, p. 530.

3 Claude Bellanger, *La presse clandestine*, Paris, Armand Colin, 1961 ; Laurent Douzou, *La désobéissance. Histoire du mouvement Libération-Sud*, Paris, Odile Jacob, 1995 ; Olivier Wiewiorka, *Une certaine idée de la Résistance. Défense de la France 1940-1949*, Paris, Seuil, 1995, pp. 353-354.

対する懸念があり、解放時に向けて自らの方針を迅速に普及する必要を感じていた。そこで新聞やラジオといった伝達手段の利用に向けて広く情報の法整備に着手したのは必然的であった⁴。他方、後述するように臨時政府のみならず国内レジスタンスも含めて、戦前の時点ですでにジャーナリズム界への露骨かつ過剰な営利性は問題視されており、新聞・雑誌を金銭から保護することの重要性は共有されていた。換言すれば、来るべき解放時に新聞・雑誌の商業的側面に歯止めをかけ、公器性の高いジャーナリズムを模索することが目論まれていたのである⁵。

本稿ではジャーナリズムの制度化や対独協力新聞の対処を含めて戦後フランスにおいていかにして「情報」の秩序が再構築されようとしたのかを考察する。この広汎な問いに取り組むにあたって、まずは「カイエ・ブルー (Cahier Bleu)」と称される通達に着目して分析を進めることが適切であると思われる。なぜなら、解放直前の数週間のうち新聞・雑誌に関して18通の文書が起草されたが、なかでも情報秩序の再構築という点において決定的な役割を果たしたのは「カイエ・ブルー」であると考えられるからである⁶。本文を先取りしていえば、1944年5月当時、情報臨時事務官ピエール＝アンリ・ティジャンが指揮をとって作成されたこの通達こそ、解放後に陸続と発布されるオルドナンスの原案となったとあってよい。ここでの課題は「カイエ・ブルー」が提出された背景を分析すると同時に、その内容を検討し、解放後にどの部分が引き継がれ、あるいは捨象されていったのかを整理することに定められる。

ところで、こうした解放期の情報秩序やジャーナリズムの法整備はこれまでも議論の対象となってきた。とくにフランスの新聞に関しては国家による保護主義的性格が強く、法学的観点から「エタティスム」(étatisme) とリベラリズムの緊張関係を軸に分析が行われてきた。その際、解放期の「カイエ・ブルー」から複数のオルドナンスが発布されるに至る過程は一つの転換期にあるとされている⁷。また、今日のフランス社会に重くのしかかるメディアの集中化現象が社会的あるいは政治学的に検

4 Marc Martin, *op. cit.*, pp. 272-273.

5 鈴木博信「欧米各国にみる編集権問題 フランス」、『新聞の編集権—欧米と日本にみる構造と実態—』、日本新聞協会、48-49頁。

6 Fernand Terrou, « L'évolution du droit de la presse de 1944-1958 », Claude Bellanger et al. (dir), *Histoire générale de la presse française*, tome 4, Paris, Presses universitaires de Paris, 1975, pp. 191-196 ; Marc Martin, *op. cit.*, p. 274.

7 大石泰彦『フランスのマス・メディア法』、現代人文社、1999年、33-55頁；樋口陽一「二つの「自由」、または「公正」の代価—1984年のフランス新聞法制を素材として」、『憲法と行政法—小嶋和司教授東北大学退職記念』、良書普及会、520-537頁。

討されるとき、解放期における新聞改革の「失敗」にその起点を置いて議論が進められる⁸。そのとき「カイエ・ブルー」に対する評価や意義について論及されるのは驚くべきことでもないだろう。

しかし本稿はこうした成果を踏まえながらも、一度、歴史的な視点に立ち返って「カイエ・ブルー」の要点を整理することに努める。というのも解放期に試みられた情報秩序の改革には次元を異にするいくつかの論点があり、さらにはそこに複数のアクターの利害関係が錯綜しているからである。すなわち上記の図式を用いれば、「カイエ・ブルー」に端を発する改革はエタティスムとリベラリズム、あるいは成功と失敗という二項対立に還元できない複雑さを有するものである。ジャーナリズム史の専門家が解放期からの十数年を「メディアの長い戦後⁹」(Le long après-guerre des médias)として記述するのは、この間の変遷が一筋縄ではいかない難しい問題を孕んでいるからに他ならない。

一. 「カイエ・ブルー」の背景

解放時に向けて情報秩序の再建が問題となる時、主として三つの組織が存在していたことを考慮しなければならない。第一はアルジェの臨時諮問会議 (Assemblée consultative provisoire) によって創設された情報・プロパガンダ委員会 (Commission de l'information et de la propagande) であり、そこにはルネ・カッサンやヴァンサン・オリオールらが名を連ねた。その一方で、国内レジスタンスに二つの組織が存在した。すなわち第二は全国抵抗評議会 (Conseil national de la Résistance、通称 CNR) の機関、一般検討委員会 (Comité général d'études、通称 CGE) が 1943 年に設置した新聞・雑誌委員会 (Commission de la presse) である。この委員会にはフランシスク・ゲイをはじめレオン・ロラン、ジャン・ギーニュベール、レネ・マッシュプ、イヴ・ダロリシャール、ジャン＝マリー・エルマンなどが集まった。まずはアレクサンドル・パロディが、次いでピエール＝アンリ・ティジャンが代表を務めることになる¹⁰。第三は 1943 年 9 月 23 日、比較的規模の大きいレジスタンス運動の代表者によって創設されたレジスタンス新聞委員会 (Commission de la presse clandestine) である。レジスタンス (Résistance) のジャック・デストレ、リベラシオン・ノール (Libération-Nord) のジャン・テクシエ、フラン・ティールール (Franc-Tireur) のジョルジュ・ア

8 Jean-Marie Charon, *La presse en France de 1945 à nos jours*, Paris, Seuil, 1995.

9 Fabrice d'Almeida et Christian Delporte, *op. cit.*, p. 139.

10 Christian Delporte, *op. cit.*, p. 379.

ルトマン、コンバ (Combat) のパスカル・ピアが集まった。さらに OCM (Organisation civile et militaire) からはエミリアン・アモリー、ジャック・レベイロル、クロード・ベランジェ、デファンス・ド・フランス (Défense de France) からはロベール・サルモンとジャン＝ダニエル・ジュルジャンセンが送り込まれた。また、同委員会は上記のゲイや自主的に営業停止を決めた新聞社の代表たちを取り込むと同時に、名を全国レジスタンス新聞連盟 (Fédération nationale de la presse clandestine) に変え、アルベール・ベイエを代表に据え、その規模を拡大していくことになる¹¹。

一見したところ、アルジェの臨時政府と国内レジスタンスの間に対立軸があるかのように見える。しかし情報・プロパガンダ委員会はほとんどラジオにしか焦点を当てておらず、新聞・雑誌に関する議論が盛んに行われることはない。このことはかならずしも臨時政府が新聞改革を等閑視したことを意味しないが、少なくともドゴール、彼自身の即時的な関心を反映したものではあるだろう¹²。もちろん新聞・雑誌については国内レジスタンス運動に任せたと考えることもできる。『ドゴール大戦回想録』のなかで唯一言及される新聞改革の箇所には次のようにある。

大新聞を創刊すること、これがかつて、地下運動参加者の夢だった。彼らは、新しい新聞が誠実で真率で、金権から解き放たれたものになることを願っていた。独立性と信憑性ということにかけて戦前の新聞がわるい思い出を残していたうえに、さらに占領時代の新聞によってかきたてられた憤激が加わったのであるから、彼らのその願望はなおさら切実であった。結局、レジスタンスに参加した大部分の運動・党派はそれぞれ地下に隠れつつ日刊紙や週刊誌を備えたのであった。彼らはいまでは、これらの新聞を白日のもとに、しかも優先的に出現させる権利があると考えていた¹³。

つまり新聞・雑誌についてのみいえば臨時政府と国内レジスタンスの間には利害対立

11 Marie Granet, *Défense de la France. Histoire d'un mouvement de Résistance*, Paris, Presses universitaires de Paris, 1960, pp. 156-157.

12 ドゴールが示した新聞改革はほとんど二つのことに限られていた。『ラ・クロワ』 (*La Croix*) の再刊と『ル・モンド』 (*Le Monde*) の創刊である。Pierre Albert, « La presse écrite après la Libération : espoirs et échecs. Remarques sur la presse de IV^e République », *De Gaulle et les médias, colloque organisé par l'Institut Charles de Gaulle, les 19, 20 et 21 novembre 1992*, Paris, Plon-Fondation Charles de Gaulle, 1992, p. 68.

13 Charles de Gaulle, *Mémoire de guerre III. Le salut 1944-1946*, Paris, Plon, 1959, p. 113 (『ドゴール大戦回顧録 5』(村上光彦・山崎庸一郎訳)、みすず書房、1996年)。

は生じることなく、改革案がまとめられることになる。

対立はむしろ国内レジスタンス内部の二つの組織間において現れる。まず確認すべきは両組織の構成員の「情報」に対する認識である。彼らのラジオに対する関心はきわめて希薄で、「情報」といえば具体的には新聞・雑誌のことを指していた。これはとくに全国レジスタンス新聞連盟に顕著な特徴であるが、その理由はこの組織を構成した面々の職業から容易に説明がつく。つまり彼らのほとんどが戦前、ジャーナリストとして活動していたのである。大戦間期においてジャーナリストといえば総じて新聞・雑誌を中心とした定期刊行物の関係者を指すものであった¹⁴。たとえば全国レジスタンス新聞連盟の代表アルベール・ベイエはこうした認識をもっとも全面的に押し出した一人である。大学教授で急進党員だった彼は、『ル・コティディアン』(*Le Quotidien*) や『ルーヴル』(*L'Œuvre*) のジャーナリストとして活躍し、大戦間期、その名を馳せた人物である。ベイエはラジオのあり方を問うことも忘れなかったが、それでも 1880 年生まれの彼にとってみれば市民教育や民主主義の形成に不可欠なのは新聞を置いて他にはなかった¹⁵。

以上の状況を考慮したうえで、国内レジスタンス運動内の組織間での対立を考える必要があるだろう。当然、新聞・雑誌委員会と全国レジスタンス新聞連盟の間に合意点もあった。とくに金権からの保護や自立を保持するための製作手段の保証などである。他方、対独協力新聞の処遇に関しては主張に乖離があった。両者ともに対独協力に加担した新聞・雑誌に「制裁」を加えることでは一致したが、その内容に微妙な違いがある。新聞・雑誌委員会は新聞の印刷所の国有化、輸送局の創設、税収優遇措置を提案し、解放後にできるだけ多くの新聞・雑誌が創刊されるべく対独協力新聞の「発行停止」を提案した¹⁶。それに対して、全国レジスタンス新聞連盟は対独協力新聞を厳格に「排除」し、発行元の財産を接収し、最終的にそれらを自分たちに割り当てることを望んだ。図式的にいうなら新聞・雑誌委員会が新聞創刊の自由を求めたのに対して、全国レジスタンス新聞連盟は自らの「愛国的な態度」(*attitude patriotique*) がより明確に評価される措置を主張したのである¹⁷。そこで 1944 年 5 月、ドゴール

14 これには大戦前、数の上でいえばラジオに従事する者は少なく、また、1935 年の規定された「職業ジャーナリストの法的地位」においてラジオ関係者は明記されていないことも関係している。Christian Delporte, *op. cit.*, p. 382.

15 Marc Martin, *op. cit.*, p. 274.

16 René Hostache, *Le Conseil national de la Résistance. Les institutions de la clandestinité*, Paris, Presses universitaires de France, 1958.

17 Olivier Wieviorka, *op. cit.*, p. 354.

によって情報臨時事務官 (secrétaire provisoire de l'Information) に任命されたティジャンが両組織の擦り合わせを試みる。ティジャンは当時、直面した状況を次のように証言している。

私ができるのは対独協力新聞の決定的な発行禁止 (suppression) ではなく、もっぱらその発行停止 (suspension) を法制化することであった。しかし、新聞・雑誌を裁く機関を設置することはできなかった。裁判所に権限を与えて、新聞の責任者や編集者から職業を完全に奪うことはできなかったのである。それに私は新聞界に属する裏切り者の財産を法的に清算するための能力も持ち併せていなかった¹⁸。

結局、ティジャンは全国レジスタンス新聞連盟に歩み寄ったかたちで妥協案を提出し、両組織の了解を得るに至る。この過程を経て、「カイエ・ブルー」が起草されることになる。

二. 戦前の遺産と「新聞の自由」

「カイエ・ブルー」の内容を考察する前に、大戦前における新聞の状況を理解する必要がある。というのも上述のように、解放期の新聞改革はそれ自体として出てきたのではなく、むしろ戦前からの連続性のもとで考案されたからである。1944年8月21日に『コンバ (Combat)』の編集長に就任したアルベール・カミュが解放直後に寄せた社説のうちに、大戦間期から占領期に至るジャーナリズムの状況がよく示されている。

私たちが秘密裏に自分たちの新聞を編集したときには、むろん歴史もなく、方針の宣言もなかった。しかし私たちのすべての仲間にとって、新聞の編集は密かな大きな希望であったことは分かっている。[...]。私たちは経験によって、戦前の新聞はその原理においても道徳においても役に立たなくなっていることを知っていた。金銭欲と偉大なものへの無関心が同時にはたらき、稀な例外を除けば、若干の者たちの権力を増大させる以外の目的をもたず、万人の精神を墮落させる以外の効果をもたない新聞をフランスに与えることになった。それゆえ、このような

18 Pierre-Henri Teigen, *Faites entrer les témoins. 1940-1958 de la Résistance à la V^e République*, Rennes, Ouest-France, 1988, p. 115 (傍点は筆者)。

新聞が1940年から1944年までの姿に、すなわちこの国の恥辱になることは容易いことであった¹⁹。

カミュによる簡勁な筆致のなかで確認すべき要点は三つある。第一に戦前の新聞が金銭権力に塗れ、「道徳」に資するものではなかったこと、第二に第一の状況が前提となつてはじめて多くの新聞が対独協力に寝返ったということである。第三にそうであるからこそ、たとえ占領下であってもジャーナリストたちが思い描く「新聞の編纂」をすることは「希望」として映ったということになる。

ここで重要なのはカミュが「私たちの経験」というように、こうした認識はジャーナリズム界では十分に共有されていたということである。そうであるがゆえに、すでに戦前から新聞改革の動きは関係者内外から出ていたのである。「外」からの改革という点で特筆すべきは当時労働インターナショナル・フランス支部（Section française de l'internationale ouvrière、通称 SFIO）を率いていたレオン・ブルムによるものであろう。ブルムの改革案は1928年4月1日に同党の機関誌『ル・ポピュレール』（*Le Populaire*）に体系的に掲載された。その内容は記事の表題「新聞の問題：あなたは自由な新聞を望みますか。それを国有化しましょう」に明らかのように、新聞の独立が金権に脅かされていることを憂慮したものである。

この状態を脱する唯一の道であると私が考えるのは、集団、すなわち、その組織体である公権力の介入である。この分野（新聞の分野）においては、他の分野と同様、見せかけの資本主義的競争の自由はむしろ危険な抑圧の構造となってしまう。真の自由は、集団共有の組織のうちにしか見出されない²⁰。

したがってブルムには「公権力が商業的広告や他のすべての広告収入の徴収を集中管理し、[...] 同様に輸送、流通、新聞販売を保証する²¹」ことが必要であるように感じられた²²。いわば、ブルム案の骨子は国家管理によって「新聞の自由」を保証しよ

19 « Critique de la nouvelle presse », *Combat*, 31 août 1944.

20 *Le Populaire*, 1^{er} avril 1928.

21 *Ibid.*

22 詳細は以下を参照。大石泰彦、前掲書、37頁。具体的には以下のことが提唱された。①議席を有する諸政党の新聞を発行することを任務とする特別の公共機関を設置すること、②この公共機関は各政党新聞に特別の事務所、印刷手段、編集予算を配分し、さらに広告業務と輸送、配達、販売業務をも集中的に管理すること、③編集活動に対する利害の介入や新聞人の腐敗には刑罰をもって臨むこと、④場合によっては、一般の商業新聞も政党の支配におくべきこと。

うとするものである。この時期、フランスにおいて「新聞の自由」が問題となるとき、国家介入によって自由を確保するという論理が生まれていた。その後も長らくこのような論理は戦後も疑われることなく、自明のこととして有効性を保つことになる。

1936年6月に成立した人民戦線内閣で首班を務めたブルムは新聞制度改革の法案を提出する。1928年の改革案に比べれば、国家介入の度合いが軽減した内容となったが、それでも、法制度上株式会社の形態をとること、経営担当者の一部の氏名、営業収支、貸借対照表、会計監査報告、平均発行部数を公表すること、法的責任を負う者を明確にすることが求められた²³。結局、この法案は反人民政府派の強い反対によって不成立となり、ブルムの新聞改革案はいずれも実現に移されなかった。その後、第二次世界大戦が始まり、強制収容所に収監されたブルムは次のように語っている。

私たちは恥をなくしてここ最近20年間におけるフランスの大新聞の一覧について考えられない。私たちは悪しき信仰をなくしてほとんど一般的といえる金権体質が—それはモラルの失墜と同時に技術の衰退によって示されるものであるが—フランス全体にとって伝染病の発信源でないと否定することはできない²⁴。

たしかにブルムの新聞改革は失敗に終わったものの、営利性の追求に歯止めをかけること、すなわち金権から新聞を解き放つことに関する共通認識は、大戦間期には形成されていたことに留意しなければならない。さらに、もし解放期に新聞の自由には国家管理が必要であるという論理が提示され、同意が得られられるのだとすれば、それはブルムに負うところが大きいということができよう。

次いで検討すべきは「内」からの改革である。ここではとくにフランシスク・ゲイの改革案に着目すべきであろう。なぜなら、『ローブ』(*L'Aube*)の創刊者であり、レジスタンス闘士の一人でもある彼の新聞改革案こそ結果的に「カイエ・ブルー」の原案として認められているからである²⁵。ゲイもまたブルムと同様、新聞の金権への従属を嘆く一人であった。やはり戦前に「金銭が新聞を支配すること、新聞や週刊誌が製作費に直面して自ら疑わしい資金に手をつけてしまうこと²⁶」を告発し、その回

23 同上、38頁。

24 Léon Blum, *A l'échelle humaine*, Paris, Gallimard, coll. « Idées », 1971 [1945], p. 73.

25 フランシスク・ゲイの生涯については以下の伝記を参照。Jean-Michel Cadiot, *Francisque Gay et les démocrates d'inspiration chrétienne 1885-1963*, Paris, Éditions Salvator, 2006.

26 *La Dépêche dauphinoise*, 21 janvier 1937.

避を訴えていた。

占領下で非合法に出版されたゲイの改革案は『新聞改革の諸要素 第1巻 新聞・雑誌企業²⁷ (*Éléments d'une politique de presse I. Les entreprises de presse*)』に纏められている。その目的となったところを一言でいうならば、戦時下の状況を奇貨としてフランスのジャーナリズムを「白紙²⁸」(table rase)に戻すことであった。「どうか刷新される新聞・雑誌を金銭の影響下に置かないでいただきたい²⁹」と冒頭で記し、「情報、広告、輸送を独占する大企業の再組織化³⁰」について述べる。そのうえで、協同組合の形態をとって、有機的な連帯を保ち、新聞の発刊や流通に必要な機能を保証することを求めた³¹。

ゲイはブルムの主張のごとく新聞の国有化を求めるまでには及ばないものの、少なくとも法的整備の必要性を説いたのは事実である。改革に対しては「法律の助けを借りなければならないのは明白である。1881年法はつまり根本的に修正されるべきなのである。金銭が特権的な価値を有する間は、真の新聞・雑誌の自由はないであろう³²」というとおりである。「1881年法」とはいわゆる「1881年7月29日出版自由法」のことで、具体的にはそれまでの制限法令を失効させ、出版業および書籍販売業が自由に行われることを定めた法律である。つまり、ゲイはこの1881年法において金権から新聞を保護することが規定されていないことを問題視したのである。こうしたゲイの改革案は、当初こそ戦前にあった新聞の継承を望んだ者たちを困惑させたものの、最終的には「白紙」に戻す方向で了承を得るに至った³³。ゲイはジャーナリストたちの意思統一に貢献し、そして『新聞改革の諸要素』が「カイエ・ブルー」の原案になったという点で、ジャーナリズムの刷新において彼の果たした役割が大きいことはたしかである³⁴。

27 Francisque Gay, *Éléments d'une politique de presse I. Les entreprises de presse*, s.l.n.d. 1944.

28 *Ibid.*, p. 1.

29 *Ibid.*, p. 1.

30 *Ibid.*, p. 6.

31 *Ibid.*, pp.16-17

32 *Ibid.*, p. 5

33 Noël Jacquemart, « Quatre ans d'histoire de la presse française, 1944-1947 », *L'Écho de la presse et de la publicité*, numéro spécial, 1948, p. 3.

34 Patrick Eveno, *Histoire de la presse française de Théophraste Renaudot à la révolution numérique*, Paris, Flammarion, 2012, p. 189.

三. 「カイエ・ブルー」 — 「過去」の清算から解放後へ

ここで以上に示したことを確認すると、新聞改革に関して解放直前に問題となったのは次の二点に要約されるだろう。一つは戦前から嫌疑に付されていた新聞と金権の関係を断ち切ること、もう一つは対独協力新聞の処遇を規定することである。とはいえ、戦前のジャーナリズムの状況を前提として対独協力新聞が発行されたという認識が共有されていた以上、両者はけっして別々の問題ではなかった。「カイエ・ブルー」はこうした点が勘案された結果としてみる事ができる。

上述のように「カイエ・ブルー」は情報臨時事務官に任命されたピエール＝アンリ・ティジャンによって1944年5月に作成された文書で、「非合法出版の約半数を印刷した手品師³⁵」、エミリアン・アモリーによって200部のみ印刷された³⁶。当時の粗悪な紙に刷られたがゆえに「カイエ・ブルー」（「青書」の意）と名付けられた。解放時に向けての改革案が示されたこの文書の宛先は、共和国監査官（Commissaires de la République）、各県の知事（préfets）、各県の解放委員会（Comités départementaux de la Libération）である。約20ページの分量のうちに、新聞・雑誌、ラジオ、映画を中心とした情報一般の方針が記されている。本稿の趣意に照らし合わせてとくに重要なのは「新聞・雑誌」の欄である³⁷。

「新聞・雑誌」では基本的には、「制裁」（sanction）と「新しい新聞・雑誌の再建」（rétablissement d'une presse nouvelle）の二項目に分けられている。「制裁」についてはいうまでもなく対独協力に加担した新聞・雑誌の発行停止処分が掲げられている。すなわち、「(A) 1940年6月25日以降に発行を開始した新聞・定期刊行物」および「(B) 1940年6月25日に存在し、北部地域においては休戦後15日以上、南部地域においては1942年11月11日以降15日以上発刊し続けた新聞・定期刊行物³⁸」がその対象となった。

35 Pierre-Henri Teigent, *op. cit.*, p. 116.

36 占領下におけるエミリアン・アモリーの活動は以下を参照。Guy Vadepiéd, Émilien Amaury. *La véritable histoire d'un patron de presse du XX^e siècle*, Paris, Le cherche midi, 2009, pp. 103-237.

37 「カイエ・ブルー」は以下に収録されており、ページ数はそれに依じて付すことにする。« Cahier bleu », *L'Écho de la presse et de la publicité*, numéro hors série, 1948, p. 3（以下、CBと表記）。

38 CB, p. 5. 日付については休戦協定および北部地域占領が1940年6月22日、南部地域（自由地域）占領が1942年11月11日であることに留意すべきである。

しかし例外規定も二つ設けられた。一つは「レジスタンスの大義に現実的に役立ち、発刊され続けるに値する新聞・定期刊行物」で、もう一つはドイツのプロパガンダに関与しなかった「もっぱら宗教、文学、科学、芸術、スポーツ、職業に特化した新聞・定期刊行物³⁹」である。また、上記の発行停止処分から次なる禁止項目が具体的に三つ付記される。第一に発行停止となった新聞・雑誌のタイトルの使用禁止、第二に新聞の所有者、管理者、経営者、理事、管理者会の構成員による設備、機械、新聞社に必要な編集手段の利用禁止、第三に発行停止中の対独協力新聞に関わった上記構成員がこれから発刊される新聞・雑誌に参加することの禁止である。

以上の「制裁」の概要を確認すると、それがただ単に「過去」の清算だけを規定するわけでないことが分かるだろう。すなわち対独協力新聞のタイトルの使用禁止が明確にしめすように、「制裁」は今後、創刊されるであろう新聞・雑誌に対する影響を強く及ぼすものでもあった。他方、「新しい新聞・雑誌の再建」の冒頭では以下の文章が記されている。

上記で示された肅正の措置の目的は新聞・雑誌を結果的に白紙に戻すことにある。公衆が見慣れたすべての媒体が廃刊することになる。対独協力に加担した代表者や要職にあった者たちのほぼ全員が逮捕されるか裁判にかけられるであろう。しかしフランス人は、解放時に考えているほどにはけっして情報や表現の手段が欠けているとは感じないだろう⁴⁰。

このように「新しい新聞・雑誌の再建」は早々に過去の「白紙」に言及している。これらが意味するのは「制裁」は過去を、「新しい新聞・雑誌の再建」は解放後をそれぞれ単独で扱うわけではないということである。つまり両者の項目に二つの時間性が存在しており、この意味において「カイエ・ブルー」は過去と未来の結節点となる規定であることが理解できる。

「新しい新聞・雑誌の再建」では、「新聞創刊の手段」、「創刊されるべき新聞」、「新聞に関わる人材」、「新聞社の法的形態」、「資金援助」、「準備されるべき措置」の項目が設けられている。しかし最後の「準備されるべき措置」に明らかなように、「カイエ・ブルー」の段階では具体的な改革案は提出されていない。この段階ではまだ発行停止となる新聞を正確に把握できていないばかりでなく、レジスタンス運動のうちに

39 CB, p. 6.

40 CB, p. 6.

いかほどの環境が揃っているかも不明であったからである。ただ、それでも規定事項として明記されていることはある。一つは発行停止となった新聞社の社屋や設備を新しく新聞を創刊する企業に充てがうことである。もう一つは発行の条件であり、次のように定められた。「(A) 北部地域においては休戦協定から15日以内、南部地域においては1942年11月11日から15日以内に自らの意思で発行を停止した新聞」および「(B) 1944年1月1日以前に発行された愛国的な非合法新聞、また諸々のレジスタンス運動や全国抵抗評議会によってこれから発刊される新聞⁴¹⁾」である。また、「愛国的な団体」(équipes patriotes)が、情報臨時事務官や共和国監査官から許可を得た場合は新聞を発行できることが定められた⁴²⁾。いずれの規定も比較的容易に新聞を創刊する条件を整備し、戦後の情報秩序の再構築へとすばやく移行しようとする臨時政府の試みを示すものであった。

「カイエ・ブルー」は準備中を理由に保留した箇所もあるとはいえ、結果的に解放後の方針の大半を定めたことになる。もちろん、たとえば情報臨時事務官ティジャンが1944年6月6日、パリでゲシュタポに逮捕されて重要な任務に空白が生じるなど、その実現が直線的に進んだわけではない。しかしそれでも「カイエ・ブルー」を基に情報に関する法制化の動きは着実に進展する。アルベール・ベイエは解放後の会議で次のように述べる。

この提案(「カイエ・ブルー」)は法律としての力を持った。新聞連合の下に集まった新聞は、パリ解放の日に、ドイツに協力した新聞の社屋を占領した。そしてその最初の号は、バリケードのまわりの放棄のなかで呼び売りされたのである。各県でも蜂起が起り、それと同時に多くの愛国的な新聞が生まれた。すでに新聞の歴史は長いが、このような形で新聞がかつて誕生したことはなかった。それまでの革命においては、古い新聞の名称はそのまま残され、ときにはスタッフもそのまま生き残ることが多かったが、こうした慣習を打ち破ったことは、まさにフランス・レジスタンスの思い切った新機軸であった。ヴィシー政府と解放派の間の決裂をはっきりと示さねばならなかった。新しい体制には新しい新聞が必要であったのである⁴³⁾。

41 CB, p. 7.

42 CB, p. 7.

43 Albert Bayet, *Problèmes et techniques de la presse, conférences faites à l'Institut d'études politiques de Paris*, Paris, Éditions Dormat-Montchristien, 1948, pp. 13-14.

6月6日、連合軍のノルマンディー上陸後、アルジェの臨時政府が発した「1944年6月22日オールドナンス」は「カイエ・ブルー」、それと同様の内容となっている。「カイエ・ブルー」が「法律として効力をもった」のは、それが臨時政府のオールドナンスという形式をとったからである。さらに解放直後に相次いで出されるオールドナンスもやはり「カイエ・ブルー」の内容を踏襲することになる。

最後にこの解放後の複数あるオールドナンスについて言及しておく必要があるだろう。というのも、「カイエ・ブルー」から解放後「オールドナンス」へと至る過程が複雑であり、そこに先行研究にみられる混乱があり、また、ここに新聞改革が成功したか失敗したかという評価軸を立ててしまう背景があるように思われるからである。その点、留意すべきは複数のオールドナンスを二種類に分けることができるということである。一つはパリ解放の翌日に発布された「1944年8月26日オールドナンス」である。このオールドナンスは新聞の私的所有を認めながらも、所有者の明記や無記名株式の禁止と転移の制限などによって透明性を保証すると同時に、所有制限を打ち出すことで新聞の多様性を確保することを目的とした⁴⁴。これはレオン・ブルムの構想から出発し、「カイエ・ブルー」の「新しい新聞・雑誌の再建」を経由して結実したものである⁴⁵。換言すれば、戦前に告発された新聞の金権からの保護という側面が押し出されたものであるといえる。いま一つは「1944年9月30日オールドナンス」に関連する内容のものである。この要点は対独協力に関わった新聞社の財産の接収であった⁴⁶。これは上述のように全国レジスタンス新聞連盟が主張した「排除」の一環であり、「カイエ・ブルー」の「制裁」にも真っ先に明記された内容である。その後、このオールドナンスは「1946年5月11日法」へと結実する。この法律の内容は、第一に接収した財産の国家への移転、第二に移転した財産の全国新聞社協会（Société nationale des entreprises de presse、通称 SNEP）への帰属、第三に諸法律に適う新聞社への財産の配分であった⁴⁷。

解放直後のオールドナンスをこの二つの系列に分けると、長期的にみて問題となったのは前者であろう。もちろん後者に問題がなかったというわけではない。裁判にかけられた結果、無罪放免となった新聞（社）の所有者からすれば、財産の接収は横領として感じられたわけであり、怒りの矛先は解放期に創刊された新聞に向けられること

44 Marc Martin, *op. cit.*, p. 286.

45 Alain Peyrefitte, « De Gaulle et la communication », *De Gaulle et les médias*, *op. cit.*, p. 172.

46 Christian Delporte, *op. cit.*, p. 391.

47 大石泰彦, 前掲書, 40 項

になる⁴⁸。少なくとも1954年、ピエール・マンデス・フランス首相が彼らに対する補償を明示するまでは繊細な問題であり続ける⁴⁹。しかしながらこの問題を含めても、あるいはこの種の問題が起こった背景には、決然としたヴィシーとの決別に着手したからであり、不徹底というのとは相応しくないだろう。その一方で、前者の新しい新聞の法整備についてはその評価をし難い部分があるのは事実である。全国新聞連合会(Fédération nationale de la Presse)が採択した「自由な新聞の権利と義務の宣言草案」の第一条には「新聞は商業的な利益を得るための道具ではない。それは文化の道具であり、その使命は、正確な報道を与え、思想の自由を守り、人類の進歩という目的に奉仕することである⁵⁰」と記されている。それにもかからず、「革命がこれほど痛ましいかたちで失敗したことも珍しい⁵¹」というのが現在でも変わらない評価となっている。

おわりに

以上、本稿では解放期のフランスにおいていかにして情報秩序が再構築されようとしたのかを「カイエ・ブルー」に着目して考察を進めてきた。第一にこの通達起草されるまでのレジスタンス内部での新聞委員会とレジスタンス新聞委員会の対立関係を分析した。とくに重要なのはレジスタンス新聞委員会が自らの利害に資する内容、すなわち対独協力新聞の「排除」を要求し、情報臨時事務官ティジャンがこれを受託するかたちで「カイエ・ブルー」を作成したことである。第二に戦前のジャーナリズムの状況を指摘したうえで、占領下のそれとの連続性について指摘した。ブルムの法案が示すように大戦前から金権から新聞を保護することの重要性は説かれていた。これはジャーナリズム界全体で共有されていた認識であり、とくにゲイは戦前の新聞が金権に従属していたことが前提となって対独協力へと変化していったことを主張し、『新聞改革の諸要素』を出版し、それが「カイエ・ブルー」の原案となったことを示した。第三に「カイエ・ブルー」の内容、とくに「新聞・雑誌」に関する項目を対象に分析を行った。この項目は「制裁」と「新しい新聞・雑誌の再建」に分けられているが、両者とも対独協力新聞の処分について論じられており、いわば「過

48 Jean Mottin, *Histoire politique de la presse : 1944-1949*, Paris, Bilans hebdomadaires, 1949.

49 Mar Martin, *op. cit.*, p. 288.

50 *Études de presse*, n° 1, février 1946, p. 66

51 Jean Schwœbel, *La presse, le pouvoir, l'argent*, Paris, Seuil, 1968, p. 73 (『報道・権力・金一岐路に立つ新聞』(井上日雄・鈴木博訳)、サイマル出版会、1977年)。

去」の清算が重要課題であった。その意味において「カイエ・ブルー」は戦前と解放後、それぞれの新聞の在り方を変化せしめる役割を担ったと考えられるのである。事実、この通達のなかで述べられた事項は、解放後に発布される複数のオールドナンスでより詳細に規定される。しかしながら、これらのオールドナンスを一括して捉えることは難しく、対独協力新聞の処分と新しく創刊される新聞のための法整備とに分けて考える必要がある。前者がかなりの程度完遂されたといえるのに対して、後者はたしかに曖昧な点を残した状態が続くことを指摘した。つまりこの分類を伴えばこそ戦後フランスにおいてジャーナリズムが辿ってきた軌跡がみえてくるのではないだろうか。

タイトルにあるように本稿は予備考察である以上、本文の内容を踏まえたうえで三つの論点を提示しておきたい。第一は「カイエ・ブルー」から複数のオールドナンスを経て新聞改革が行われるなかで、新聞・雑誌がいかなる状態に置かれたのかである。とくに注目し値するのはこうしたオールドナンスの影響と共産党のレジスタンス神話が相俟って、戦後しばらくの間、左翼系の新聞が圧倒的な割合を占めたことである⁵²。第二は組織間の関係性に関する考察を挙げることができる。なかでも戦前に設置され、占領下においても存続した情報省（解放後の情報相にはティジャンが任命された）がどのような役割を果たしたのかはほとんど論じられていない。その他、本稿においても出てきた全国新聞社協会だけでなく、1947年に創設される流通や市場調査の管理を担う合同会社（Nouvelle messagerie de la presse parisienne）、全国ジャーナリスト労働組合（Syndicat national des journalistes）など「情報」全般に関わる組織が関係性を築いてきたのかは問われるべきである。

第三により俯瞰的な観点から分析すべき論点を挙げておく。本稿でも指摘したようにジャーナリズム史の文脈では戦前から占領期の連続性は自明のごとく語られる。それに対して、占領期から戦後へ至る過程でレジスタンス運動の影響が消失したことが強調される⁵³。その根拠はレジスタンス運動から引き継がれた新聞改革の不徹底や解放期に創刊された新聞・雑誌が短命に終わったことに求められる。たしかにドゴールの強い意向で創刊された『ル・モンド』や戦前からある『ル・フィガロ（*Le Figaro*）』や『フランス・ソワール（*France-Soir*）』を除けば、上記の左翼系新聞・雑誌を中心に多くが廃刊に追い込まれていく。しかし、これらが雲散霧消していった

52 Jean Mottin, *Histoire politique de la presse, 1944-1949*, Paris, Bilans hebdomadaires, 1949, pp. 23-27, pp. 33-36.

53 Robert O. Paxton, *Vichy France, Old Guard and New Order, 1940-1944*, New York, Columbia University Press, 2001, pp.331-332（『ヴィシー時代のフランス—対独協力と国民革命 1940-1944』（渡辺和行・剣持久木訳）、柏書房、2004年）。

がゆえに逆説的にもレジスタンスの影響は延長したと考えることができるのではないだろうか。別言すれば、新聞の廃刊に際してレジスタンスで活躍したジャーナリストたちは他の媒体へと渡り移り、その精神を拡大させたという仮説を立てることもできる。以上の論点を個別に検討していくことをまた別稿の課題としたい。

付記

本稿は、2013年度南山大学パッヘ研究奨励金 I-A-2 ならびに 2013年度南山大学ヨーロッパ研究センター研究交流助成による研究成果の一部である。